

# 青森県報

号外第七十九号

平成十八年  
八月三十日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課)…一  
青森県営住宅規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課)…一

### 訓 令

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令…………… (人事課)…二

## 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十七号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条の環境政策課の項の第十八号中「こと」の下に「(環境審議会に関する事務中自然保護課の分掌に係る事務を除く。)」を加え、同条の自然保護課の項の第八

号中「自然環境保全審議会」を「環境審議会に関する事務中自然保護課の分掌に係る事務」に改める。

第二十條第一項ただし書を削り、同条第三項を次のように改める。

3 企画政策部の各次長は、部長を補佐し、そのうち一人は政策調整課及び新幹線・交通政策課に係る事務を、他の一人は企画課、情報システム課及び統計分析課に係る事務をそれぞれ整理する。

別表第六青森県環境審議会の項中「をする」を「をし、並びに自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一條第二項の規定により、温泉法(昭和二十三年法律第二百五号)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する」に、

一 県議会の議員	三十人以内
二 市町村長	三人以内
三 国の地方行政機関の職員	
四 学識経験を有する者	

一 学識経験を有する者	三十人以内
二 温泉に関する事業に従事する者	五人以内

改め、同表青森県自然環境保全審議会の項を削る。

### 附 則

この規則は、平成十八年九月一日から施行する。

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十八号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第二是川団地の項中「八百円」を「二千円」に、

駐車区画D	千九百円
駐車区画E	二千円
駐車区画D	千九百円

に改める。

附 則

この規則は、平成十八年九月一日から施行する。

青森県訓令甲第四十八号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成十八年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令

(原子力施設安全検証室設置規程の一部改正)

第一条 原子力施設安全検証室設置規程(平成十五年九月青森県訓令甲第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(検証室の担当次長)

第五条 企画政策部の次長のうち政策調整課に係る事務を整理する次長は、部長を補佐し、検証室に係る事務を整理する。

(並行在来線対策室設置規程の一部改正)

第二条 並行在来線対策室設置規程(平成十八年三月青森県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(対策室の担当次長)

第五条 企画政策部の次長のうち新幹線・交通政策課に係る事務を整理する次長は、部長を補佐し、対策室に係る事務を整理する。

(人づくり戦略チーム設置規程の一部改正)

第三条 人づくり戦略チーム設置規程(平成十八年三月青森県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(戦略チームの担当次長)

第五条 企画政策部の次長のうち企画課に係る事務を整理する次長は、部長を補佐し、戦略チームに係る事務を整理する。

(青森県事務専決代決規程の一部改正)

第四条 青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「次長」を「当該事務を担当する次長(県土整備部にあつては、事務的事項担当の次長)」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「次長」を

「当該部の次長二人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「次長」を

「当該部の次長二人」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一

項を加える。

2 部長及び当該事務を担当する次長(県土整備部にあつては、事務的事項担当

の次長)がともに不在のときは、当該部の他の次長がその事務を代決する。

第十条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項第二号中「企画政策部次

長」を「当該事務を担当する次長」に改め、同項に次の一号を加える。

三 企画政策部長、原子力施設安全検証室長及び当該事務を担当する次長がと

もに不在のときは、他の企画政策部次長がその事務を代決する。

(青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正)

第五条 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程(昭和三十七年一月青森県訓令甲第

二号)の一部を次のように改正する。

別表一中「企画政策部次長」を「あらかじめ議長が指名する企画政策部次長」

に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年九月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七十七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	---	------------------------------